



# マイナ保険証はいらない! 健康保険証を使い続けよう!

## 不安の払拭がされないまま、2024年12月健康保険証発行終了!?

健康保険証の廃止は不安の払拭が前提と語っていた岸田首相は、2023年12月12日のマイナンバー情報総点検の結果を受けて、健康保険証の発行を来年秋に終了しマイナ保険証に一本化すると表明しました。そして政府は健康保険証の発行を2024年12月1日に終了する政令を、2023年12月22日に決定しました。

しかし、不安はまったく払拭されていません。誤ってマイナンバーをひも付けた健康保険資格は8,695件、障害者手帳や各種医療費助成、公金受取口座などを合わせると総点検で1万5千件以上の誤りが見つかり、その後も点検が続いています。医療現場では総点検の対象ではない保険資格が正しく表示されないとか顔認証カードリーダーのエラーなどが続き、窓口で10割支払う事態もおきています。各種世論調査でも廃止反対が過半数です。100を超える地方自治体議会で、健康保険証の廃止に反対する意見書が採択されました。医療機関の窓口でマイナ保険証の利用率は低下しつづけ、2023年12月にはわずか4.29%に。みんな健康保険証を使っています。



マイナ保険証が使われなければ、健康保険証の廃止はできません。

## 申請せずに「資格確認書」が交付されるのは、当分の間だけ

2023年6月の健康保険法等の改正で、有効期間1年以内の「資格確認書」が新設されました。マイナ保険証を利用できない状況にある人に限定して、2024年秋以降に申請により交付するとしています。その後政府は2023年8月に健康保険証廃止反対の世論に押されて、マイナ保険証がない人には申請をしなくても交付し有効期間も5年内にするので大丈夫と宣伝しています。しかしそれは法律で「当分の間」と決まっています。いずれはマイナ保険証の申請が困難な人などが、保険料を払っていても保険診療を受けられなくなるおそれがあります。

資格確認書では申請不要の健康保険証の代わりにはなりません。厚労省は資格確認書を発行するシステム改修などで367億円、マイナ保険証利用を勧めた医療機関への支援金として217億円などの平成5年度補正予算を組んでいます。健康保険証の発行を続ければ不要なお金です。

## 患者のプライバシーを侵害するオンライン資格確認等システム

マイナンバーカードに健康保険証を一体化したマイナ保険証は、医療機関窓口でマイナ保険証をカードリーダーにかざすことで「オンライン資格確認等システム」に医療保険の資格情報を照会する仕組みです。健康保険証廃止反対の声を無視して強引にマイナ保険証を進めるのは、このオンライン資格確認等システムを拡充して「全国医療情報プラットフォーム」をつくるためです。

このプラットフォームは医療機関のカルテ情報、介護情報、健診情報など、妊娠中から高齢まで個人の健康情報を一元的に管理して、医療機関や介護機関、行政・自治体、さらにヘルス産業など民間事業者で共有・交換して利用するものです。政府はより良い医療のためと説明していますが、医療・健康産業を成長産業として育成したり、健康は自己責任だと私たちを誘導（行動変容）することが目的です。医師には守秘義務があり、医療・健康情報は要配慮個人情報で、本人の同意なしに提供はできないはず。しかし人に知られたくないセンシティブな健康情報の共有を、市民は自分でコントロールできずプライバシーが侵害されます。

マイナンバー制度の現状や問題点、反対の取り組みなどを、共通番号いらないネットのサイトで紹介しています。

詳しい情報は [共通番号いらない](#) で検索を。 またはQRコードからサイトへ。





# 不便で危険なマイナ保険証！健康保険証の存続を！

## 現保険証と比べマイナ保険証はこんなに不便

▼健康保険証は、申請しなくても受け取れます。

マイナ保険証や「資格確認書」は、原則、申請手続きが必要です。申請できなかったり申請を忘れると、医療機関窓口で保険診療に支障がでます。

▼健康保険証は、保険資格があれば交付されます。

マイナ保険証はマイナンバーカードを取得して、保険証利用の登録が必要です。マイナカードは10年毎に、マイナ保険証に使う電子証明書は5年毎に、更新手続きが必要です。

▼健康保険証の提示は、たいてい月初めに1回です。

マイナ保険証は受診のたびに提示が必要です。

▼健康保険証は、紛失しても再交付は容易です。

マイナ保険証はまずマイナンバーカードの再交付が必要で、利用できるまで約1カ月はかかります。

▼健康保険証は、見れば保険資格がわかります。

マイナ保険証は見てもわからないため、「資格情報のお知らせ」の紙と一緒に持ち歩く必要があります。

▼健康保険証は見せれば保険診療が受けられます。

マイナ保険証は窓口のカードリーダーで暗証番号を入力するか、顔認証の操作をする必要があります。

▼マイナ保険証も転職・退職などで手続きが必要です。手続き不要と誤解していると資格を喪失します。

## プライバシーを侵害し信頼関係を損なう

オンライン資格確認等システムでは医療保険資格だけでなく、マイナ保険証を使うと診療情報や薬の処方、特定健診の結果などを医療機関等が閲覧できます。閲覧可能な情報は今後拡大が予定され、閲覧できるところも介護機関など広がります。

医療情報の閲覧で患者はより良い医療を受けられると政府は言いますが、日本弁護士連合会は医療情報の自己コントロール権をないがしろにするシステムと指摘しています(2023年11月14日意見書)。

マイナ保険証では、本人の同意なしに保険資格に診療情報等をひも付けて利用します。医療機関での閲覧には本人の同意が必要ですが、医師からその情報を閲覧する必要性の説明を受ける前に、受付で同意を求められます。

しかも同意は、大ざっぱな診療情報・薬剤情報・特定健診の3分野単位です。厚労省は精神科や婦人科など機微な診療情報の扱いを検討していましたが、マイナ保険証では患者はどんな情報の提供を望むかを選べません。

これでは患者のプライバシーは侵害され、医師と患者の信頼関係も損ないます。



## 個人情報保護を軽視してマイナ保険証を推進

マイナンバーと医療保険資格が誤って「ひも付け」られたために、他人に診療情報が閲覧されたり、別人の投薬などの情報が医療機関に伝わり医療過誤が起きかねないことが大問題になり、政府は2023年6月からひも付け誤りの「総点検」をはじめました。

じつは政府は2020年12月にひも付け誤りが約3.5万件あることを把握していて、データ修正のためにオンライン資格確認の開始を2021年3月から10月に延期していました。しかし開始して1年間で、また7000件以上のひも付け誤りが発生。それでも2022年10月13日には河野デジタル大臣が、2024年秋に保険証を廃止してマイナ保険証に一本化すると発表し、厚労省は2023年4月から医療機関にオンライン資格確認の利用を法改正もせずに「義務化」しました。

個人情報保護より利用推進を優先する姿勢が、マイナ保険証への市民の不信をうみ、利用率は低迷しています。それでも政府は反省することなく、「ひも付け誤りはごくわずか」と軽視したり、マイナ保険証の利用率に応じて医療機関に支援金を渡したりして、あくまで利用を推進しています。

## 「総点検」では解決しないトラブル

岸田首相は2023年12月12日のマイナンバー情報総点検本部で、総点検完了のめどが立ったとして2024年秋の保険証廃止を改めて表明しました。しかしトラブルは解決していません。河野デジタル大臣は同日の記者会見で、「今までの紐付け誤りを修正しただけで、もうミスが起きないとは言っていない」と説明しています。

マイナンバーとのひも付け誤りは、名寄せの基準を整備せずに照合したマイナンバー制度の構造的な問題だと、専門家(情報システム学会等)は指摘しています。マイナンバー制度は正確に個人を特定して情報連携する目的で巨額の費用を投じてつくられており、多少を問わずひも付け誤りの発生は制度の失敗を意味します。

また総点検の対象は、マイナンバーとのひも付けトラブルだけです。保団連や各地の保険医協会の調査で、医療機関では保険資格や自己負担額が間違っ表示されたり、顔認証できなかったり、さまざまなトラブルが多発していることが明らかになっています。これはオンライン資格確認等システムそのものの問題で、総点検では解決していません。



# マイナカードがつくるデジタル監視社会

## 個人情報を集約するワンカード化

政府はマイナンバーカードを「デジタル社会のパスポート」にするため、健康保険証をはじめ運転免許証、在留カード、社員証・学生証、自治体の図書館カードや印鑑登録証など様々なカードや身分証明書などと一体化する「ワンカード」化を推進しています。

そして医療・健康、教育、福祉、就労などさまざまな個人情報と連携するだけでなく、民間ビジネスで本人確認機能（電子証明書）を活用する計画です。電子証明書のシリアル番号で照合すれば、これらのカード利用状況の一元的把握が可能になります。

マイナンバーカードの所持は法律で任意であるにもかかわらず、政府は2023年3月までに全住民に所持させる普及方針をたて、マイナポイントの付与や市区町村・業界・公務員への申請圧力、健康保険証の廃止表明などさまざまな普及策を行ってきました。

しかし目標の2023年3月のマイナンバーカードの保有率は約7割にとどまり、マイナポイントが終わると新規申請は激減しています。法を逸脱した政府の推進方針は、市民の抵抗で失敗しました。

ワンカード化したマイナンバーカードをパスポートとして常時携帯しないと生活できないようなデジタル監視社会を、市民は望んでいません。

## マイナポータルで個人情報は芋づる式に漏洩

行政機関などはマイナンバーで税、医療・健康、子育て、福祉、介護、年金、雇用など様々な個人情報を管理しています。さらに政府は医療、教育、子育てなど「準公共分野」の個人情報を官民で共有し、生涯管理しようとしています。それらはマイナンバーカードと暗証番号があれば、他人が本人に成りすましてマイナポータルで見ることができてしまいます。

また本人が自分の情報の使われ方を知るために作られたマイナポータルを、マイナンバーで管理する個人情報を民間に提供する仕組みに拡大しています。漏洩の危険は高まりますが、マイナポータルの利用規約では、デジタル庁の故意や重過失による場合を除き被害は本人の責任にされてしまいます。



デジタル庁資料

## 法的規制のない顔認証による市民監視

マイナンバーカードを全住民が所持することになると、カードを発行管理する地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に全住民の顔写真データが集中します。単にカードの券面に顔写真を表示するだけではなく、2026年以降に使用する次期個人番号カードでは、顔認証利用のために高精密度とか撮影基準や品質チェックの強化が検討されています。



中国などで顔認証の市民監視への利用が広がっています。それに対してヨーロッパやアメリカでは、プライバシー保護のために収集や利用の規制が強まっています。しかし日本では警察などの利用に法的な規制がなく、J-LISで管理する顔データの悪用が不安です。

マイナ保険証により医療機関で顔認証が広がり、2023年12月にはマイナ保険証にだけ使える顔認証専用のマイナンバーカードがはじまりました。2024年度中に希望者を対象に、運転免許証とマイナンバーカードの一体化もはじまります。日弁連は2021年9月16日の意見書で、顔認証システムに対する法的規制を求めるとともに、保険証や運転免許証とマイナンバーカードとの一体化の中止を求めています。

## どこまで広がるマイナンバー管理

マイナンバーの利用を社会保障・税・災害の3分野以外に広げるとともに、法改正によらないで利用や情報連携の拡大を可能にする番号法改正が、2023年6月2日成立し、早速、国家資格管理や在留資格管理に利用拡大しました。3分野の制約がなくなり、治安管理や自衛官募集、特定秘密保護法や経済安保の「適性評価」（身辺調査）などの利用にも歯止めがありません。

しかし2023年3月9日に最高裁は、全国8カ所で争われているマイナンバー違憲差止訴訟のうち九州・仙台・名古屋訴訟判決で、利用が3分野に限定されていることや利用・提供が法律で制限されていることなどを根拠に合憲と判断しています。政府の利用拡大は、この合憲性の要件に反しています。

マイナンバー制度の利用拡大を推進するデジタル庁は、公金受取口座の誤登録で個人情報保護委員会から立入調査を受け、「デジタル庁の保有する個人情報の漏えいであるとの意識が欠如」と指摘され、対策の不十分を認める改善状況報告をしています。しかしデジタル大臣や管理職は、漏えいの責任をとっていません。こんなデジタル庁によるマイナンバー制度の利用拡大を認めることはできません。



# 書かない番号！持たないカード！

## マイナンバーカードの所持は義務ではありません

マイナンバーカード(個人番号カード)は、申請により希望者のみに交付され取得を義務づけることはできません。番号法第16条の2では「住民基本台帳に記録されている者の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを発行するものとする。」と規定されています。総務省は取得義務化について、「マイナンバーカードは、本人の協力ののもと、対面での厳格な本人確認を経て発行される必要があるが、カード取得を義務付ければ、この本人の協力を強要することになり、手法として適当でない」と説明しています。申請の強要は人権侵害です。

2022年10月に健康保険証廃止が国会で問題になった際も、河野デジタル大臣は「マイナンバーカードは、申請に応じて交付をするというところは変わっておりませんので、義務化ではございません。」と答弁しています。デジタル庁も厚労省も、マイナンバーカードと健康保険証を一体化してもマイナンバーカードの保有が義務づけられるものではない、と明言しています。取得を強要することはできません。

本人確認のためにマイナンバーカードを使わなくても、サービスを等しく受けられるようにする必要があります。



## マイナンバーカードはいつでも返すことができます

個人番号カードは、いつでも住所地の市区町村長に返納することができます(番号法施行令第15条第4項)。ただしカードを返納しただけでは、マイナンバーカードと個人情報のひも付けは残ります。公金受取口座の登録などしていれば、まず解除しましょう。マイナ保険証の登録は解除ができませんでしたが、厚労省は2024年10月頃までには、本人の希望で解除を可能にして代わりに「資格確認書」を交付するシステムを作ることになりました。

カードの返納やひも付け解除の手続き等は、住所地の市区町村のマイナンバー担当にお問い合わせください。

## マイナンバーを記入しなくても税や社会保障の手続きは可能

政府はマイナ保険証などのひも付け誤りを、申請手続きの際のマイナンバー記載の「義務化」によって解決しようとしています。しかしマイナンバーを記載しないからといって、給付やサービスを提供しないことは許されません。ひも付け誤りはマイナンバー記入義務化でなく、未記入ならひも付けないことで防止すべきです。河野デジタル大臣も国会で、「4情報でマイナンバーの照合ができない場合は、本人を確認するまでひも付けをしないルールにした」と答弁しています(2023年10月30日衆院予算委)。

番号法では、一部の行政手続でマイナンバー(個人番号)の記入・提供を求めるものの、記入・提供を義務付けてはいません。国税庁や厚生労働省その他の省庁も、本人がマイナンバーの提供を拒んだ場合は未記載でも受け付け手続きを進め、不利益は生じないことを明らかにしてきました。

2023年9月28日の厚労省・総務省・デジタル庁へのヒアリングでも、「マイナンバーの記載がない場合は記載事項の不備として申請者に補正を求めるが、なお記載しない場合はマイナンバーの提出を拒むことのみをもって手続きを行わないという取扱いはいらない」と各省庁が回答しています。

### 賛同カンパのお願い

共通番号いらないネットは、共通番号制度を廃止に追い込むことをめざし、全国的に幅広く運動を創り出していくため、共通番号制度に反対する市民・議員・研究者・弁護士・医師などさまざまな立場の人々が集まる開かれたネットワークとして結成されました。運動の趣旨をご理解いただき、共通番号いらないネットへの賛同カンパを呼びかけます。個人賛同 1,000円、団体賛同 3,000円を一口として、次の口座にお振り込みください。

郵便振替口座 【口座記号番号】00100-2-729745 (払込取扱票は右詰めで記入) 【口座名称】共通番号いらないネット

ゆうちょ銀行以外の金融機関から振り込む場合は、次の内容を指定してください。

【金融機関名】ゆうちょ銀行(金融機関コード:9900) 【店名・店番】〇一九(ゼロイチキョウ)店・019

【預金種目】当座 【口座番号】0729745 【口座名称】共通番号いらないネット

共通番号いらないネット(共通番号・カードの廃止をめざす市民連絡会)

web サイト: <http://www.bango-iranai.net/> 電話: 080-5052-0270 Eメール: [kyotu@bango-iranai.net](mailto:kyotu@bango-iranai.net)